

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

令和8年3月30日

石川県知事 山野 之義

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

学校施設管理業務委託

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

学校施設内巡視確認、文書の收受、電話並びに外来者対応

下記履行期間中の16時45分～18時45分

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

土日祝日、8月11日から16日、12月29日から1月3日は除く。

ただし、学校行事等により業務が行われる場合がある。

(3) 納入期限(履行期間)

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：河北郡内灘町字千鳥台3丁目1番地

所 属：石川県立内灘高等学校

連絡先：TEL 076-238-5301 FAX 076-238-2931

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年4月1日(水) 8時30分

(2) 提出先

住 所：河北郡内灘町字千鳥台3丁目1番地

所 属：石川県立内灘高等学校

連絡先：TEL 076-238-5301 FAX 076-238-2931